

❖「税」の取扱いが変更になるものがあります

地方税法の規定により、政令指定都市の1つの区を1つの市とみなし、課税することとなるため、次の税に関して変更があります。

個人市県民税(均等割)

個人市県民税の均等割(4,500円)について、複数の区に事務所・事業所または家屋敷をお持ちの方は、平成25年度課税分から区ごとに課税されます。

例えば、中央区に住んでいる方で、東区に事務所を持っている方は、均等割の非課税限度額を超える所得がある場合、中央区と東区で、それぞれ均等割が課税されます。

※家屋敷とは、借家・持家を問わず、自己または家族の居住を目的とした自由に居住することができる独立性のある住宅をいいます。

- 個人市県民税(均等割)についての問い合わせ 【市民税課 tel.328-2181(3月末まで)】

法人市民税(均等割)

法人市民税の均等割は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から、区ごとの課税となります。

例えば、北区と南区の両方に事務所等を有する場合には、区ごとに均等割額を算定し、各区の均等割額の合計額を申告納付していただきます。

これは、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から変更になりますので、4月1日から事業年度が始まる場合、確定申告は平成25年3月31日決算期分の申告から、中間申告は事業年度開始から6か月経過した日(平成24年9月30日)から2か月以内に申告されるものから変更になります。

申告書については、今までどおり1枚の申告書に各区の均等割を記入したものを提出してください。法人税割については、変更はありません。

- 法人市民税(均等割)についての問い合わせ 【市民税課 tel.328-2181(3月末まで)】

固定資産税・都市計画税

固定資産税および都市計画税は、平成25年度課税分から区ごとの課税となります。

例えば、西区と南区の両方に土地や家屋を所有する方は、それぞれの区ごとに税額計算を行い、納税通知書を発送しますので、納税通知書が2通届くこととなります。償却資産は、複数の区に償却資産がある場合、平成25年度申告分から区ごとに申告書を作成し、提出してください。

なお、区ごとの課税となることにより、税額が増額となることはありません。

- 固定資産税・都市計画税についての問い合わせ 【資産税課 tel.328-2195(3月末まで)】

❖各区に選挙管理委員会が設置されます

各区に選挙管理委員会が設置されます。投票所、開票所は区ごとに設けられ、投票日当日及び期日前投票等は、各区の選挙管理委員会が指定した場所で行うこととなります。

- 選挙についての問い合わせ 【市選挙管理委員会事務局 tel.328-2771(3月末まで)】